

〔論 文〕

第二次世界大戦中にアメリカによって 強制連行された日系ペルー人

——ブランカ・カツラさんの物語を通して——

賀 川 真 理

目 次

はじめに

I ペルーでの生活

1. ペルーでの基盤作り
2. 日系人社会の発展と教育

II 真珠湾攻撃による日常生活の切断と父の連行

1. 日米開戦による影響
2. 父不在の自宅で

III クリスタル・シティ抑留所での生活

1. キャンプに到着して
2. キャンプにおける日本語学校
3. キャンプでの日常

IV 戦後の生活

1. 選択の余地がないアメリカでの生活
2. ブランカさんの戦後

V 戦後補償交渉との係わり

1. ペルーでの生活の中断と振り返り
2. 市民自由法による戦後補償
3. 戦後補償との係わりと未来への提言

おわりに

はじめに

日本人が初めてペルーに移住してから、2019年で120年目を迎えた¹⁾。その半ばであった1941年12月7日(アメリカ時間)の真珠湾攻撃により日米が開戦すると、アメリカ合衆国(以下、アメリカ)政府は、直ちに国内に居住する一部の日系人を拘束しはじめた。

これに先立ち、フランクリン・D・ルーズヴェルト(Franklin Delano Roosevelt)大統領(1933-45年)は1933年にラテンアメリカ諸国

に対する善隣政策(Good Neighbor Policy)を打ち出していたが、第二次世界大戦突入前後においては、例えば1940年には米州開発委員会(Inter-American Development Commission)や米州問題調査局(Office of the Coordinator of Inter-American Affairs, 当初はOffice for Coordination of Commercial and Cultural Relations between the American Republics)を立ち上げるなど、ラテンアメリカ諸国に対する政治的、経済的、軍事的協力関係の強化を求めた²⁾。

アメリカは開戦から約1か月後の1942年1月15日から28日まで、ブラジルのリオデジャネイロで米州21か国の外相を一堂に会した第3回米州外相会議(The Third Meeting of Consultation of Latin American Ministers of Foreign Affairs; the Rio Conference of 1942, 以下、リオ会議)を開催したが、この時までにはすでに中米およびカリブ海諸国9か国が枢軸国に対して宣戦を布告していた。他方、メキシコとベネズエラは依然として枢軸国との外交関係を保っており、その他のラテンアメリカ諸国は非交戦国の立場を取っていた。そのためアメリカは、同会議においてすべての参加国に対して枢軸国との国交を断つことを望んだ。こうしたアメリカの要請に対し、1942年1月から3月までに、チリと中立国アルゼンチンを除く多くのラテンアメリカ諸国が従った³⁾。

ところで、後述するように日系人をアメリカへ送り込む上で最大の貢献国となるペルーは、どのような状況にあったのであろうか。ペルーは1941年2月7日、日米開戦以前に太平洋岸

について共同防衛を行うことでチリと合意しており、リオ会議においては隣国エクアドルとの国境紛争を平和裏に解決するなど、安全保障や外交関係は順調に推移していた。また同会議の開催期間中である1942年1月24日、ペルーは枢軸国3か国との外交関係を破棄したが、ドイツと日本に宣戦布告したのは、それから3年後の1945年2月12日のことであった。

その頃ペルーは、アメリカとの間で自国のゴム製品と公共事業を支援してもらうための実質的な貸し付けに関する協定を締結したほか、互惠貿易に基づき、アメリカがペルーにおける余剰ゴムと綿花の全てを買い取ることで合意を取り付けるなど、経済協力関係を深めていった⁴⁾。そしてアメリカが求めるままに、その見返りとして、アメリカ人との捕虜交換要員として自国に居住していた日系人を、どの国よりも多く差し出すことになる。

ルーズヴェルト大統領は、1942年2月19日に行政命令9066号を発出し、必要に応じてアメリカ国内に軍事区域を設け、国防に危害をおよぼすと思われる敵国人に対し、市民・非市民を問わず立ち退きを命じた。そして実際に、西部沿岸のカリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州、そしてアリゾナ州の一部に居住する日系人約12万人を強制収容所に収容した。

しかし、ラテンアメリカ諸国に対してはこうした命令を出すことがないまま、1942年から1944年にかけて、ラテンアメリカ諸国に居住していた日系人をアメリカに強制連行する策に出る。これにより、ラテンアメリカ13か国から総勢2264人の日系人が、アメリカの要請によってテキサス州クリスタル・シティ（Crystal City）抑留所などに送り込まれた⁵⁾。

クリスタル・シティ抑留所に収容された日系人の中には、実際に戦時中、抑留所からアメリカ人捕虜との交換要員として日本に向かわされた者もあったが⁶⁾、その多くは終戦の年である1945年まで収容されたのち、日本に「送還⁷⁾」されることになった。なぜならば、終戦後アメリカは、もはや「交換」要員として不要となった

彼らを「不法外国人」扱いとし、国外退去を求めたからである。

ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日系人は、それぞれの居住国に戻ろうと願い出たものの、それが叶ったのはごく一部、ラテンアメリカ諸国から連行された日系人で最多の約8割、1771人を占めたペルー出身者に関して言えば、わずかに79人であった。それ以外の人々の申請は、却下されたのである。それでも一部の日系ラテンアメリカ人⁸⁾たちは、結果的に抑留所が閉鎖される1947年まで同所に留まり、保証人を立てるなどして居住国に戻る機会を窺うことにした⁹⁾。

2020年11月現在、カリフォルニア州に居住されているブランカ・サダコ（定子）・カツラ（桂）（Blanca Sadako Katsura、旧姓は馬男木¹⁰⁾、写真1参照）さん（以下、特に断りがない限りブランカさん）の場合、1943年1月6日夜10時頃、父である馬男木卯三郎さん（当時49歳）が自宅から突如ペルー官憲に連行され、それから半年後の7月に、一家は父を追ってテキサス州に向かうこととなった。そしてそれ以後、ペルーの自宅に一家が戻ることはできなくなる。

ブランカさんは、1931年にペルー北西部ツマン（Tumán）¹¹⁾ 耕地で出生し、小学校はチク



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真1 ブランカ・カツラさん
(2019年11月撮影)

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

ライヨ (Chiclayo) 市にある日本人学校で寮生活を送っていた¹²⁾。福岡県早良郡脇山村出身の馬木男卯三郎さん(以下、卯三郎さん)の長女で、母瞳さんも同じ福岡県の出身である。ペルーで生活していた時の兄弟は、次女のリビア (Libia)・ヒデコ (秀子, Hideko) さんと長男で弟のエロイ (Eloy)・ミツオ (光雄, Mitsuo) さんで、5人家族であった。6歳で村の幼稚園に通園し、7歳からはチクライヨにある日本人小学校の寄宿舎に入り、5年間、日本語とスペイン語で学校教育を受けていた。しかし、父がペルー官憲に連行されて以来、一家はそれまでの平穏な暮らしを奪われ、その後の運命を決定付けられることとなった。

本論文は、当時はペルー国籍を保有し、クリスタル・シティ抑留所に収容された際には12歳であったブランカさんの、今日までの人生を辿るものである。アメリカの指示により、こうした事態となる以前のペルーでの生活と、父が強制連行される前後の状況、抑留所での生活、戦後のアメリカにおける生活、そして戦後補償交渉との係わりについて、ブランカさんに書面で依頼した質問事項への回答書を中心として、第二次世界大戦中にアメリカが日系ペルー人をアメリカに強制連行した実態と、そのことが日系人家族に与えた影響について、史実を明らかにすることを目的としている¹³⁾。

I ペルーでの生活

1. ペルーでの基盤作り

ブランカさんの父卯三郎さんがペルーに向かうきっかけは、ペルー政府が日本政府に、3年間の契約でサトウキビ畑で働く労働者を募集していたことに関心を持ったことであった。当時は、日本に住む青年たちが海外に行きたくても、日本政府からの許可がなかなか出ない時代であったが、「急に許しが出たため」どんどんと外地へと足を運ぶようになっていた。ただし、アメリカへの移民は認められなくなっていたため、「一儲けして来ましよう」と、次から次へと南

米に」向かって行った。

ブランカさんの父は1913年、19(もしくは20)歳の時にペルーに到着したが、その頃の日系移民を迎え入れる現地ペルーでの反応はどのようなものであったのだろうか。移住当初、日本人移民について現地の新聞は、それまでの移民と違い、「渡ってきた移民たちは笑顔で非常に気持ちの良い感じを与えた」と書いていたという。

実際に現地へ行ってみると、「日本人にはとても慣れないひどい仕事」であったため、日本人は3年間の契約が済み次第、「さっさと好きな所へ出て商売を始めた」そうである。その際、ほとんどの日本人移民は首都リマもしくはその周辺に定着するようになっていたが、ブランカさんの父は「もっと静かな北を目指して行く」ことにした。しかし、あとでわかったことであるが、実際に現地に行ってみると、「既にあちこちに日本人が散らばって」いることを知った。

現地に馴染むためにブランカさんの父がまず取り組んだのは、現地の言葉を習うことであった。カトリックの修道院でコックの仕事を得て働きながら、スペイン語を学んだ。ある日、そこに日本人が訪ねて来て、「自分はツマン耕地の主人からコーヒー店を始める許しを得て来ましたので、一緒に始めてはと誘われましたが、自分には300ソールしかお金がありませんと返事をする、それだけで十分だと答えられましたので、早速彼について店を開くことにしました」。こうして、卯三郎さんが最初に始めたビジネスは、コーヒー店を経営することとなった。

当時、ツマン耕地にはまだ日本人がいて仕事をしていたが、コーヒー店を開店して9年間が過ぎた頃、共同経営者であった日本人は店を父に譲り、日本に帰国した。そのため、父はその店を雑貨店に改装したいと考え、店の主人に相談したところ、「住民に(商品を)安く売ってくればよろしい。」と言われ、雑貨店に変えた。そして父の二人の弟といとこを日本から呼び寄せ、手伝ってもらうことにした。ところが店を順調に軌道に乗せたかに見えた矢先、四男で

あった弟が、現地で黄熱病にかかり亡くなってしまふ。

しかし、そうした苦難を乗り越え、末の弟といとこに手伝ってもらいながら、反物や米、乾物などを扱う雑貨店を軌道に乗せ、2階建ての家を新築した¹⁴⁾。家の中には水道や電気を引くことはできなかったものの、手を洗う際に使用後の水をバケツに入れ、それを使って流すように工夫したトイレを設置することができた。

やがて卯三郎さんは、結婚を考えるようになる。その頃は写真結婚が主流であったが、卯三郎さんは「田舎で店の手伝いをしてもらわねばなりませんので、自分で探して来なければ」ということで、弟たちに店を見てもらって日本に帰りました¹⁵⁾。

こうして日本に行ったものの、実際にはすぐに結婚相手を見つけることは難しかった。その後、「やっご縁があつて結婚致し、ペルーの田舎に戻つて来ました」。それから6年後に、待望の長女が生まれたが、1歳になる前に黄熱病で他界した。その2年後に、ブランカさんが誕生した。卯三郎さんは、ブランカさんが1歳になった1932年に里帰りをし、(ペルーにいた善七)叔父の嫁と、「どうしても外国へ行つてみたいと言つて聞かない母のいとこの娘を、養女として一緒に連れて帰りました」。その際、卯三郎さんはうどんを作る機械を購入してペルーを持ち帰っている。

また、留守にしている間に、ペルーで「タイヤを修繕する機械」が売りに出ていることを知るやいなや、店で働いていた従業員に頼んでその修理方法を習ってもらい、買い求めた。これを使い、善七叔父の手引きでチクライヨの町に古い大きな家を借りて、タイヤ修理の店を開いた。

当時のチクライヨは田舎町で、日本人はさほど多くはなかったが、そうした日本人たちにとって懐かしい味であろうと、叔父が仕事の合間にうどんをたまに作つては干し、叔母が切つて箱詰めにして売つていた。こうして父と叔父は、雑貨店やタイヤ修理店を営む傍ら、うどんの販売などを行うようになった。

しばらくして、チクライヨ市でパン屋を営んでいた父卯三郎さんの親友(独身)が亡くなった際、卯三郎さんは日本人会に同所を購入したいと申し出たところ、「皆さんが賛成され」、店員が使用するシャワーなどを直し、一家が使用する風呂場も別に作り替えるなどして、また新たなビジネスをはじめることとなった。

2. 日系人社会の発展と教育

さて、これまではブランカさん一家にだけ焦点を当ててきたが、当時のペルーにおける日系人社会について触れたい。ブランカさんは、小学校からチクライヨ市内にある日本人学校で寮生活を送つたとのことであるが、ではなぜ日本人学校に通うことになったのであろうか。

ペルーで暮らしていたブランカさんの家では、「家族がみんな日本人でしたし、たった一人のペルー人が働いておられましたので、ほとんど日本語でしたが、スペイン語も使用しておりました。店のお客様はスペイン語で話されるので、みんなもスペイン語を習い、次々日本語とスペイン語を混ぜて話すようになりました」。ブランカさん自身は、「学校では、先生からせめて学校内ではなるべく日本語を使うように注意されていましたが、お友達同士になりますと、どうしてもスペイン語で話してしまうのです」と思い起こすほど、スペイン語が日常言語になっていた。

日本人移民は、子供達の日本語教育に大変熱心であった。ペルーの日本人移民は団結して助け合い、ペルー全土で日本人小学校を5校建設した。なかでもリマ地方には日本人が集中して成功者が多く、「リマ校¹⁵⁾にはほとんどの家庭のお子様方が行かれるので、学校は2階建ての立派な学校でした」。ブランカさんは、のちにクリスタル・シティ抑留所でリマ地方に住んでいた人たちと話した際、「時習寮」という「大金持ちの少数のご家族のお子さん方が通われた別の小さい学校もあった」ことを初めて聞き、「リマ方面の日本人にいかにも成功者が多くおられたか」を知つたそうである。

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

ところで、ペルーにおける日本人社会の特徴はどのような点にあったのであろうか。ブランカさんによれば、アメリカの日本人社会と南米の日本人社会の相違点は、「アメリカでは宗教によって集められ、南米では日本人会は地方（日本の出身地）によって団結し、宗教には何の関係もなく、助け合って日本人小学校を中心にことが運ばれました」。当時日本からペルーに行くまでには、52日間という長い航海の日々を費やす必要があった。そのため、同じ船でペルーに向かった者同士が親しくなり、ペルーに到着後も長い付き合いが続いた。

ブランカさんが小学校に上がってしばらくした頃には、すでにツマン耕地にいる日本人は「我が家だけ」となり、「周りに住んでおられた住民は誰も邪魔をする人もいませんでした」。ブランカさんは、ペルーでの暮らしぶりについて以下のように振り返る。

ブランカさんが1歳の時に、卯三郎さんが日本から連れてきた姉が、その後、父のいとこの両親の希望でそのいとこと結婚し、3人の子供に恵まれた。ブランカさんも三人兄弟であったので、近くの公園で、「子守に連れられて三輪車に乗ったりして遊びました」。やがてブランカさんが8歳になった頃、家には「新しい美しい家具」が取り付けられたという記憶がある。このことから、当時、一家は繁栄し幸せな生活を送っていたことがわかる。

こうしたペルーにおける日系人の安定した生活ぶりを示す例は、ほかにも見られる。卯三郎さんは研究熱心で、パン屋の発展のため、時々リマに行っては新しいパンの作り方などを教わっていた。ある時パン屋を経営していた友達の家へ寄り、ブランカさんが寝室を見せてもらおうと、そこには「立派なリヤマやアルパカの皮が継がれた」美しい見たこともない寝床のカバーがあり、「いかに成功しておられたかが窺われました」。

ところで、こうした折に叔父がチクライヨに移動したため、ツマンの店は人手が足りなくなった。そのため、卯三郎さんは日本の親類に

手紙を書き、南米に来て働きたかったら店を手伝ってほしいが、その前に煎餅の作り方を習って、焼くのに必要なものを全て持って来てほしいと依頼する手紙を出した¹⁶⁾。それに応じたのが、当時19歳の親類で、半年ほどは苦勞をしながらも一生懸命働いた。ツマンの店の裏庭では、その親類に依頼していた煎餅を焼くための道具を組み立てておいしい煎餅を焼くことができ、これをチクライヨの店で売るなどして「皆さんにとっても喜んで頂きました¹⁷⁾」。

ブランカさんの父卯三郎さんは、日本から働きに来た人たちが安心できるように、ある工夫を凝らしていた¹⁸⁾。すなわち、みんながまだ若く、「故郷が恋しいかろうと、バッテリーで短波の入るラジオを買い求め、店を閉めて掃除が済んだのち、日本からのニュースが午後11時頃入ってくるので、大人が聞くことにしておりました。また博打等に迷わないように、蓄音機を備え、日本の流行歌や軍歌のレコードを、お昼や3時のおやつの間等に聞けるようにしておりました。そしてブランカさんたちも、子供ながらに「よく聞いて覚えるようにしておりました」。

ペルーにおける日本人会は、小学校を中心に1年の行事が決まっていた、異国の地にあっても日本の祭日と同じような行事が催された。例えば正月にはみんなが集まって新年を祝う式典が開催され、神道の神主であったと思われる小学校の最初の校長先生によって大祓などが行われ、2月11日の紀元節の日には紀元節の歌を歌い、天皇誕生日を祝う天長節の日には運動会でにぎわった。

ブランカさんの母は婦人会に属していて、小学校が新築された時には父が建築委員長に選ばれた¹⁹⁾。ある時父が文部省の関係者や藤村領事（1935年着任）と面会し、図面の説明をした際、煉瓦の数まで尋ねられたため、ホテルに帰って徹夜で考え、次の日に回答したところ、「感心されたのでしょうか。あれからずっと、戦後米国に用事でお見えになられました時もわざわざ訪ねて来られました」。

以上のように、ブランカさんの父は雑貨店を

営む傍ら、日本に帰国した際にうどんを作る機械を購入して、小規模ながら製造・販売をしたり、留守中に売りに出されていたタイヤを修繕する機械を手に入れ、チクライヨ市に家を借りてタイヤ修理の仕事をしたり、同じくチクライヨ市で友人が営んでいたパン屋を継承し、そこで煎餅を販売するなど、叔父と協力して小さな会社を経営し、商売を発展させていた。その際、人手が足りなくなると、親戚や自分と同郷の人を日本から呼び寄せていたこともわかった。

II 真珠湾攻撃による日常生活の切断と父の連行

1. 日米開戦による影響

ブランカさんにとって、それまでの生活に最初に異変が生じたのは、ペルーでの夏休みに入る直前のことであった。1941年12月7日、「急に日米戦争がはじまり」、小学校で寮生活をしていたブランカさんの友達は「みんなそれぞれ家に帰ってしまいました」。そして「それっきり、遠くに住んでいたお友達とは会うことができませんでした」。

小学校では、1942年秋からの教授言語はスペイン語だけとなった²⁰⁾。その後1943年1月6日に、父卯三郎さんは突如ペルー官憲に連行されたため、そのあとを追ってブランカさん一家は1943年7月にペルーを離れ、結果的にアメリカのテキサス州のクリスタル・シティ抑留所に行くという道を選ばざるを得なかった。

父が連行された時の詳細は、以下の通りである。1943年1月6日の夜10時から10時半頃、ペルー官憲が突然家に来て卯三郎さんを連れて行こうとしたので、耕地の店の主人に助けを求め、「『自分は何も悪いことをした覚えはないのですが。』と申しましたところ、『お気の毒ですが、私より権利の高い人の命令ですから、私には何もできません。』とのことで、理由も何もなくしてそのまま引っ張られて行きました」。

父が最初に連行された時、「私と妹は、明日が善七叔父の誕生日でしたので、チクライヨの町

へ行っていて家にはおりませんでしたので、何も知りませんでした」。その日は叔父の所へは泊まらず、友達の家泊まることにしていた。

その翌日、叔父は朝食のパンを買いに家から出た所で捕まえられた。そのため、叔母はすぐにブランカさんたちを連れ戻しにその友達の家に向かったが、「私達が起きた頃にはお友達のお父様の姿は見られませんでした」。すなわち1943年1月6日と7日の2日間に、チクライヨのブランカさんの周辺だけで3人の日本人が連行されたのであった。

実際のところ、1月7日の朝、「町中の日本人の商売人はみんな集められて監獄に入れられ、その中の一人はドイツ人で、チクライヨ市に上流のホテルを経営しておられ、彼がカバンを提げて来られたので、父は着替えも何も持って来ていなかったと訴えますと、普段(から)警察署長もよく知っていましたからでしょう、逃げたりはしないと信用され、一人でツマン耕地まで着替えを取りに行かせました。

その日、どこへ連れて行くやら何日間留守をするやら、何も言わずに、さようならもろくに言わず、トラックの後ろに乗せられると、まず東を向いて万歳三唱、そしてお父様方は勇ましく、当時流行っていた軍歌(『愛国行進曲』)を「見よ東海の空あけて」と歌いながら、だんだんと遠くなり、声が小さくなっていきました。

その中の一人は雇われておられたにもかかわらず、ある店の主人の苗字と同じでしたので捕らわれ、お気の毒なことについてそのまま家族の方々と離ればなれになられておしまいになりました。

ほとんどの家庭には幼い子供さんが多く、やっと楽に暮らせるようになったかと思う矢先、急に捕らわれて、ご婦人の方々はわめいたりせず、本当に静かにその場で見送っていらっしやいましたが、離れ始めると我慢できず、声を出して泣き始めましたが、何と強い女性であられたことかとのちのちまでも思いました」。

さて、このような経緯で父が家からいなくなってしまった時のことについて、ブランカさ

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

んはどのように記憶されているのであろうか。この問いに対してブランカさんは、「何もかもあまりにも急な出来事でしたので、ショックだったと思いますが、当時は涙も出ませんでしたけれども、何とも説明のしようがございません。身体が凍ったようでした。監獄に戻る前、父は私に会って最後のお別れを致しましたが、お恥ずかしいことに、一言も言われたことを覚えておりません。惜しいことではございますが…」と、当時を振り返る。

2. 父不在の自宅

ペルーで生まれ育ったブランカさんが、理由もなく父と離れ離れになったのは、この時が初めてであった。この事態に、「母も叔母も私達の前では何も言わず、涙も見せずにいました」が、その時以降、「妹と私は田舎の家(ツマン耕地)には帰りませんでした」。

ブランカさん一家にとって最大の懸念は、父がどこへ送られたのかということであった。不安な日々が続く中、1943年2月半ばになり、「やっと父からの便りがパナマより参りまして、私の誕生日のお祝いに何も入れてはいけない手紙の中に、小さい岩牡丹の花が二つ貼ってありました。手紙の中に検査したという意味であったので、穴があちこちに見えましたが、花はそのまま置いてありましたので、検査官に心で感謝させて頂きました」。

その手紙で、父卯三郎さんはペルーを離れたのち、パナマに送られていたことがわかった。そのパナマでは、「あちこちに穴を掘らせ、強制労働をさせられ、自分たちの埋め場所を掘られているのではないかと、ある若い人が思ったそうでございます」。

その後、父を追ってペルーを離れるまでの経緯について、ブランカさんは以下のように記している。「私達もアメリカに送られるようになったようで、どんな所へ送られるやらわかりませんが、子供でも強制労働をさせられるかもしれないというので、それ以後これまで洗濯に出していたのをやめて、自分で土曜日に

は妹と私は手で1週間分のお洗濯をするようになりました。妹はまだ7歳でしたので、可哀そうに思いました。私は12歳でしたので、買い物やらお炊事も習い始めました」。

子供という立場では、なぜ父がパナマにいて、また自分たちがペルーを離れなくてはならなくなったのかという点については把握できず、またその後両親からはその時の詳細を聞かされることはなかった。しかし、自分たちが向かう先の情報が得られないといった不安を抱える中で、12歳の少女が今後の生活についての不安から、ペルーにいられる間に家事がこなせるように練習をしはじめるなどの準備をしていたことを知った。

Ⅲ クリスタル・シティ抑留所での生活

1. キャンプに到着して

1943年7月にペルーのカジャオ(Callao)を離れ、一行を乗せた貨物船「エル・インペリアル号(El Imperial)」がエクアドル、キューバ経由でアメリカのニューオーリンズに着き、そこから汽車とバスを乗り継ぎ、ブランカさん一家は7月下旬にクリスタル・シティ抑留所(写真2参照)に到着し、その後父と再会した²¹⁾。

クリスタル・シティ抑留所について、ブランカさんは事前にどのように認識されていたのかを尋ねたところ、「アメリカに送られるようになりまして、どんな所かも全然わかりませず、どういう生活をさせるやらもわかりませず、着いてみないとわからない状態でしたが、クリスタル・シティに到着しました時は、思っていた所より明るく、小屋も真中にはトイレと洗面所が据えてありまして、二家族が使うようになっておりましたので、便利に出来ておりました。ただし、人数が多ければ一軒家を使うことができませんでした。そして家にはケロシーン(kerosene)²²⁾のストーブが備わり、またケーキ等も作れるように小さいオーブンがありまして、マーケットで食品が買えるように、1週間に1度は厚紙でできたお金を頂くようになって



出所) Crystal City (Family) Internment Camp, Texas Historical Commission,
<https://www.thc.texas.gov/preserve/projects-and-programs/military-history/texas-world-war-ii/world-war-ii-japanese-american-2>, accessed Dec. 6, 2019.

写真2 テキサス州クリスタル・シティ抑留所

いました」。

このように、クリスタル・シティ抑留所では一つ屋根の家を二家族で共有することが一般的であったが、外に行かなくても済むよう、両家族の家の中央部分にトイレと洗面所が隣り合わせで別々に設置され、ドアも設けられていたほか、生活に必要な最低限の備品は備わっていたことがわかる²³⁾。また、抑留所内で使用できる「お金」で、自分たちが欲しいものをマーケットに行って買うことができた。

同所では、「強制労働はなく、働きたい人たちは仕事を見つけて働くこともできましたが、1時間に16銭しか貰うことができませんでした。ご夫人方は休むことができまして、炊事の講習会とかがありました時は、行って習って来ておられました²⁴⁾」。

ここで紹介されているように、同所では各自の家で食事を作ることができたが、これは他の日系アメリカ人が収容された強制収容所とは異なる環境であった。「他のキャンプ²⁵⁾が10か所にあったようですが、みんながメス・ホール (mess hall, 一般には米軍の大食堂を指す) で一緒に食事を頂いておられたので、与えられた物しか食べられず、やはり辛い思いをされたようです」。

このほかにキャンプで見られた光景として、

ブランカさんは「ベビーちゃんがあちこちに来て、弟が『自分にも弟が欲しいからママ、ご飯を沢山食べて頂戴ね。』と言って笑わせました」と思い起こす。実際に1943年7月20日から1945年1月26日までに、同所で出生した日系人の子供は57人であった²⁶⁾。

2. キャンプにおける日本語学校

ブランカさんにとって、キャンプでの生活の中心は日本語学校であった。執筆者は、キャンプではペルーで生活していた時と比べて不自由さが多くあった中で、それでも子供として楽しかった思い出は何かと尋ねると、この日本語学校で過ごした日々のことを挙げられた。

クリスタル・シティ抑留所では、ラテンアメリカ諸国から来たブランカさんたちは日本語学校に通ったが、アメリカから来た人たちの中には、日本語学校に通う人もあれば英語の学校に通う人もいた。そうした中で、ブランカさんは「大勢の日本人が一緒に集まっておられる所に行きましたのは初めてで、急にお友達が沢山できてとても楽しかったです」と振り返る。

同所の日本語学校では、「学校内ではなるべく日本語を使用するように。」と言われたが、友達同士が集まる時はやはりスペイン語で話して

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

いたという。しかしながら、「私達は三等国から来たというので、特にアメリカではメキシコ人と言えはすぐ労働者のことを思い出しますので、私達も同じような生活をしていたように思われてでしょう、見下げられました。ペルーでは、日本人と言えは普通、妬まれる位裕福な生活をしておりましたのに。ですからある時、ハワイから来られた先生に、『三等国の言葉を使うな。』と言われたことがありました」。

このことから、当時のアメリカにおける日系社会にはラテンアメリカ諸国を自分たちよりも下に見るような捉え方が存在していたように思われ、日系人には日本語か英語を話すことが一種のステータスとして求められたのではないかと考えられる。

一方で、クリスタル・シティ抑留所では、アメリカ(合衆国)本土から来た人たちを「大陸から来られた」と言っていたそうだが、ハワイから来た人たちの英語の話し方は、ブランカさんたちにとっては「少し変わって」いるように思えたそうである。こうした言語に対する思惑の違いから、ブランカさんたちペルーから来た人たちは、やはりはじめのうちはグループになって行動し、休憩時にはスペイン語を使用していた。無論、ほかの日系人と話す際には、「私達は英語はわかりませんでした」ので、日本語で話していた。

なおクリスタル・シティには、やはりラテンアメリカ諸国から収容されたドイツ人やイタリア人もいた。しかし、区域が分かれていたことや言葉が通じず、なかにはスペイン語を話す人たちもいたが、「私達はわざわざ遊びに行く時間ありませんでしたので、交際致しませんでした」とのことである。

3. キャンプでの日常

さて、上記以外にクリスタル・シティ抑留所では、どのようなことが行われていたのであろうか。同所では、ほかのキャンプと同様、厳しい制約もあったという。例えば、「写真機の所有は禁じられておりましたので、戦時中個人で撮っ

た写真等はございません。ラジオも許されませんでした。ですから午後6時になりますと、自分の折り畳みの椅子を持参して、主にお父様方がニュースを聞きに行くことができました」。

同時に、キャンプには「アメリカ中の日本人が寄っておられ」、「詩吟の先生、お唄いの先生、尺八の先生、書道の先生というように揃っていましたので、夜学で学ぶことができました」。また、野球の試合やその見物、そして主に子供達の相撲や柔道等の稽古もあった。さらにテキサスの気候は暑かったので、プールがあって楽しむこともあったが、「悲しいことに、ペルーから来られた10歳位の少女が二人も溺れたケースがありました」。

そのほかに、少年団(ボーイ・スカウト)と少女団(ガール・スカウト、写真3参照)があり、ブランカさんたちは野菜を植えたり、ケーキの焼き方を教わったり、色々なことを学ぶことができたという。ブランカさんが属していたガール・スカウトには、アメリカから来た人もラテンアメリカから来た人も一緒に入っていたため、それぞれの国で話される英語とスペイン語がわからなくても、日本語という共通語があり、また色々な作業を一緒にすることで、「大陸から来た人」と友達になる機会が一挙に増えたという。そして戦後になり、「クリスタル・シティの寄り会がある時は、必ずと言っていいほ



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真3 クリスタル・シティ抑留所の畑にいるガール・スカウトの仲間たち(戦時中)



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真4 クリスタル・シティ抑留所でのテニス仲間と(戦後)

(後列一番左がブランカさん)



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真5 クリスタル・シティ抑留所のペルー組の仲間たちと(戦後)

この写真を撮ったのち、「キャンプから出たい人は、ニュージャージー州シーブルックにある畑の人が保証人になり、住む所もあるので、そこで働ける」とのことで、キャンプをあとにした子供達もいた。

後列中央右から四人目の日系アメリカ人エミコ(エミ子, Emiko)・ナカノ(中野, Nakano)さんは、戦後みんなに英語を教えていた。後ろの建物は日本語学校で、その前にはきれいな日本庭園があった(後列一番右がブランカさん)。

ど、思い出の『ゆかりの花』という少女団の団歌を歌う」ことにしていたそうである。

これ以外にも、ブランカさんはテニスを習ったり、英語を学んだりしていた(写真4, 5参照)。そして戦後1946年4月に「ツールレーキ(Tule Lake)キャンプが鎖されて、残っておられ



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真6 クリスタル・シティ抑留所での演芸会で(戦後)

(後列左から二人目がブランカさん、前列右から二人目は妹のリビアさん。後列一番左は、親友のフミコ(美美子, Fumiko)・カトウ(加藤, Kato)さんと、前列左から二番目はその妹のチエコ(智恵子, Chieko)さん)

た独身の方々や家族数名の方々がクリスタル・シティキャンプに送られて来ると、音楽が流行し、数人の先生方に私達数名がマンドリンを教えて頂き、舞台上って一緒に弾くことができるほど上達し、大変楽しい時を過ごしました」。

アメリカの別のキャンプから移って来た人たちやハワイ、ペルーなどから来た大勢の収容者たちが、戦後、ニュージャージー州のシーブルック・ファーム(Seabrook Farm)に移住し、キャンプに残った人たちが少なくなったため、「慰めの演芸会」が企画され、踊りや寸劇が披露された(写真6参照)。

このように、クリスタル・シティ抑留所では同所の敷地内から出ることは許されず、本来の自由や自分が選んだ職業に従事すること、自分の家に居住することなどは叶わなかったが、子供達にとっては比較的自由な生活ができた。このことについてブランカさんは、アメリカが自分たちを捕虜との交換要員として利用するため、その人数が重要であり、病気や死亡により数を減らすことを避けるためにも、収容者を丁寧に扱う必要があったからではないかと分析する。

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

IV 戦後の生活

1. 選択の余地がないアメリカでの生活

戦争終結と同時に、アメリカ政府は抑留した日系ラテンアメリカ人を不正移民として扱い、国外追放の方針を打ち出す。なぜなら彼らにはアメリカの市民権がなく、アメリカに連行される際に、アメリカに入るのに必要な入国書類を持たされていなかったためである。

この点についてブランカさんは、以下のよう
に振り返る。「戦後ペルー組と申しましょうか、
やっぱりほとんどの家族は住み慣れたペルーの
国へ帰りたかったと思いますが、戦争が済むと
同時に私達は米国の政府からは不正移民として
扱われ、ペルー政府は私達の再入国を許さず、
数えるほどの家族しか帰れませんでした。です
から、米国へは市民権がないので(キャンプの
外へは)出られず、多数の方々はいわば(日本
に)送還されたのでした」。

実は当初、ブランカさんの家族も日本に行く
ことになっていて、荷物も船に運ばれていた。
しかし、「出掛ける間際になりまして、父が輸血
を必要とする病で倒れましたため、1日2日前
でしたでしょうか、行けないことになり、その
中荷物も返って来ましたが、唯一みんなの外着、
新しいコート等が入っていたトランクだけが
返って来ませんでした」。

アメリカに残るにあたり、最初にしなければ
いけなかったことは、保証人探しであった。「母
はペルーへ嫁いで初めて参りました時、サンフ
ランシスコに住んでいた姉と義理の兄に初対面
致しましたが、今では住所もわからず、姉に頼
るしかクリスタル・シティのキャンプから出る
方法は見つからない状態でした。というのは米
国に止まるのでしたら、保証人が必要だったか
らです。「私達は行く所もなく、アメリカ側で
もポツポツ抑留所を閉鎖したかった」タイミン
グで、ちょうど「戦後1年位たった頃でしょう
か、やっと居所がわかり手続きさせて頂くにあ
たり、伯母と従姉が保証人として立って頂き、
なかなか家が見つからない時代でしたので、伯

母がお世話になっております日本人キリスト教
会(Free Methodist)の方々のお許しを得て、地
下室にある日曜学校に使われております2部屋
を貸して頂くことになりました」。

こうしてテキサス州クリスタル・シティか
ら、カリフォルニア州の湾東にあるパークレー
(Berkeley)市まで行くことになったが、道中の
汽車賃は自費で支払う必要があったため、「父
は文字通りの一文なしになってしまいました」。
それでも、「しばらくの間、伯母といこの親切
により、マーケットから直接食糧を送って頂き
ましたお蔭で、両親が仕事を見つけるまで、ど
うにかやっていたいきました」。

その後、ブランカさんは家族と離れ、隣町の
オークランド(Oakland)で自立した生活を送る
ことになる。「私は16歳になっていましたので、
牧師さんの奥様がスクールガールというプログ
ラムがあって、米国人の家庭に入って1部屋貸
して頂き、そこから学校に通わせて頂き、授業
が終わるとすぐに帰って軽いお掃除とか、夕食
のお手伝いをしたり、食後、皿を洗ったり後片
付けをして、月に10ドルのお小遣いが頂けるこ
とを説明して頂きましたので、早速行くことに
致しました」。

ちょうど夏休みでしたので、私が連れられた
所は12歳のお嬢さんが一人おられる所で、お母
様とおばあ様が仕事に行っておられる間、お留
守番をするということで、お母様はご主人と別
れておられる方で、10ドルのお小遣いでは少な
いからおっしゃって、30ドル払って下さいまし
た。大変良いお方で、私に英語の発音等を教
えて下さいました」。

このように、ブランカさん自身は家族から離
れながらも学校に通うことができたが、両親と
家族は11か月位教会でお世話になった。姉のブ
ランカさんとしては、「11歳の妹は両親が働く
間、お掃除をしたり、洗濯もベッドのシーツを
入れられる洗濯機がないので、手でしなければ
ならず、学校が休みの土曜日には可哀そうに弟
たちの面倒を見てあげなければならず、ある日
疲れて母に文句を言いましたら、『もう少し、頑

張ってね。』と、頑張るように励まされたそうです。私は1か月しか一緒におりませんでしたから、お手伝いもできませんでしたが、母もどんなにか苦しかったことかと思うのでございます」と、妹と母の苦労をねぎらう。

2. ブランカさんの戦後

日常生活に追われていたある時、「父はもう会社もなくなったし、口ひげは似合わないというようなことを言いながら、鼻の下の口ヒゲを剃ってしまいました、やっぱり寂しそうな気持ちが致しました。永い間見慣れた顔が変わり、一寸可笑しいようにも見えました」とブランカさんは振り返るが、ペルーで成功するために力を尽くしてこられた卯三郎さんの心が複雑であったことは、容易に想像できる(写真7は、アメリカで誕生した弟二人、次男テリー(Terry)・テルヒコ(輝彦, Teruhiko)さん(左)と三男フランク(Frank)・ヒロミ(裕美, Hiromi)さん(右)を含む一家7人で、ブランカさんが22歳の時に、日系人の経営する写真館で撮影したもの)。

ブランカさんはアメリカで生活する中で、両親から抑留所のことについて何かを言われた覚えはなく、「仕方がない」と捉えていたのではないかと考えている。「米国の友達とお話をしますと、なぜか一世の方は抑留所(収容所)へ入ったことを恥とっておられたご様子でした」が、同時に「誰も特別に、その当時のことを話される方は少なかったようでございます」と指摘する。

では、ブランカさん自身はクリスタル・シティ抑留所に入っていたことについて、どのように考えておられるのであろうか。「子供の頃、ある日父から『あなたはペルー人ですよ。』と言われたことを覚えています、当時そのために一人でも多く日本から入国できるということでございましたが、抑留されてからは、私自身は『いや、自分はやっぱり日本人だ』という気持ちになりました」と振り返る。すなわち、ブランカさん一家は第二次世界大戦中にペルーから離れ、アメリカに収容されなければならなかったのは、自分が日本人あるいは日系人であるという事実に基づいたものであったことから、自分



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真7 アメリカにおけるマオキ一家(後列右からブランカさん, エロイさん, リビアさん, 前列は両親と弟たち, 1953年6月撮影)



出所) ブランカ・カツラさん提供。

写真8 ブランカさんとテッド・カツラさんとの結婚写真(1954年3月撮影)

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

は日本人であるとの認識を強く持たれるようになったと考える。

当時アメリカに残った子供達の中には、ブランカさんの他にも、スクールガールをしながら学校に通う友達がいた。ブランカさんは、ペルーからクリスタル・シティのキャンプに行き、やはりキャンプが閉鎖される頃までいたブランカさんの親友であるフミコ・カトウさん(前掲、写真6参照)も、戦後湾東に行き、同じようにスクールガールに入った。二人はその後、同じオークランドの中等科に1年通って卒業したのち、夏休みが過ぎて彼女の家族がサンフランシスコに移動した際、ブランカさんもサンフランシスコに移り、二人ともスクールガールとしての仕事をしながらジョージワシントン高校(George Washington High School)に通学し、卒業した。

ブランカさんは、1954年に23歳で日系アメリカ人テッド・ウシマル・カツラ(Ted Ushimaru Katsura)さんと結婚し(写真8参照)、5人の子供達に恵まれた。しかし、長女が17歳、次女が14歳、三女が12歳、四女が7歳、末の女の子が5歳の時、夫が47歳の若さで亡くなる。そのため、ブランカさんの末の弟がすぐに畑仕事の手伝いに来てくれたものの、夏の暑さと仕事に慣れないため、3年後に家に戻ることになった。その後、幸いにも近くに住んでいた夫の友達の息子が手伝ってくれることになった。そして、その息子の父が引退するまでの15年間働いてもらった。

それでもまだ、ブランカさんは畑を手放したくはなかったので、水の引き入れ方などを習って、腰のけがをするまでの5年間働き、その後土地を貸すことにした。

V 戦後補償交渉との係わり

1. ペルーでの生活の中断と振り返り

1943年にペルーでの生活の中断を余儀なくされたブランカさんは、その時から77年の月日を経た今、どのようなことを想われているので

あろうか。以下に、ブランカさんの心境が綴られている。

「ペルーで暮らしておりました時は、私が女学校に行き始めたら両親は引き上げて、日本に帰る計画をしておりましたので、もう(福岡県に)土地も家を建てるように2ロットほど買ってありました。母も初めて自分の好きなように家を建てて、お茶や生け花も習う計画が彼女の夢でございました。

両親は家が貧しかったため、思うように教育も受けられず、せめて子供達には教育させてあげたいと一生懸命働き、30年間かかって、やっと土台が出来て、これから生活の安定だけでなく、商業の方も羽を広げることができるようになった途端、全てを失ってしまった彼らの気持ちは到底言葉では言い表せないことかと察するものでございます。

言葉も習慣もわからない国に連れて来られ、米国のような一等国の大統領でさえ、人の時間と財産をやすやすと取り上げる権利は誰にもないと思うものでございます。年は取り、またやり直しをしなければならない一世の両親は、ただ黙々と自分たちにできる仕事を見つけて、父は社長の座から掃除夫として働き始め、母もやはり米国人の家の掃除しか仕事はなく、父は暗い中から仕事に出掛け、母が出掛ける頃帰って来ておりましたので、母が洗濯したものを物干しに広げたりして、チームワークで時間を使用しておりました。

クリスタル・シティより着いた頃から何年か経っておりましたので、洗濯機も手に入れて、少し楽になった頃でした。しかしながら父は時々、病床で仕事に行けなく、お陰様で母が元気で働き者でしたので、我が家は助かったのです。私は少しの間、大学に通うつもりでしたが、子供の時、寄宿舎に泊めてもらって、二か国語の勉強もさせて頂きましたので、恩返しをする時は今だと思って家に帰りました。

本当に母はくつろいで椅子に腰掛けて雑誌等、読んでいる姿を見たこともありませんでした。ほかのご婦人方は、土曜、日曜になると、日本映

画を見に出掛けられるのですが、母はいつもお留守番で、めったに外出することはございませんでした。それでいて、父が仕事に行けなくなると暗い中から起きて、私が妹を連れて父の仕事をし、それが済むと私は銀行で働いておりましたので自分の仕事に出掛け、妹が手伝う時は高校に通っておりました時ですから、(その後)学校に向かって行くというふうには手伝いしましたが、母の代わりにする人はいませんでした。

母も父の仕事が済むと、自分の仕事に向かって出掛けるのでした。ある時、庭園師の二世の方が私に向かって、『貴方のお母様のようによく働くご婦人を見たことがない。』とおっしゃって下さいましたが、よその方にも気付かれる位、よく働きました。一世の方は我慢という言葉をよく使われましたが、戦後、あまり言葉には出して気持ちを言い表すことはされなかったようでしたが、本当に我慢強く頑張られたことは間違いございません。本当に頭が下がります」と謝意を表す。

2. 市民自由法による戦後補償

さて、第二次世界大戦下にアメリカで強制収容された日系人に対する戦後補償は、1988年8月10日にロナルド・レーガン(Ronald Reagan)大統領(1981-1989年)が市民自由法(Civil Liberties Act of 1988)²⁷⁾に署名したことによって、国家による謝罪と同法が署名された時点での生存者一人当たり2万ドルの補償金が支払われることになった。

しかし、同じアメリカに収容されていた日系ラテンアメリカ人の中で、同法に基づいて謝罪と戦後補償を受けることができたのは、アメリカに居住していた(元)日系ラテンアメリカ人のうちの一部であり、アメリカに居住していた人たちの中でも、申請が認められた人とそうでない人に分かれることとなった。

ブランカさん一家の場合は、父卯三郎さんは残念ながらこの時を待たず、1962年に亡くなられたが、補償の対象となる母瞳さん、ブランカさん、そして妹のリビアさん、弟2人(エロイ

さんとクリスタル・シティ抑留所で生まれたテリーさん)の5人全員がこの時に補償金を受け取ることができた。それでは戦時中、クリスタル・シティ抑留所に収容されていた(元)日系ラテンアメリカ人の中で、どうしてこのような違いが生じたのであろうか。

この点について当事者であるブランカさんは、ある弁護士存在を指摘する。「私達サンフランシスコの近辺に住んでおりました数家族152名ほどは、幸いにして大変親切で、合衆国憲法に大統領のやっていることが間違っていると(書かれていると)言いながら、日系人のために尽くして下さったウェイン・モーティマー・コリンズ(Wayne Mortimer Collins)という弁護士さんのお蔭で、米国日系人とやや同じ時に頂くことができました」。すなわち、同弁護士による指南を受け、事前に収容時の身分の確立をする手続きを取ることができた人は、市民自由法による戦後補償を受けることができたのであった²⁸⁾。

アメリカでは、1952年まで日本人の一世には市民権が付与されず、またカリフォルニア州では土地もアメリカ生まれの子供名義でしか購入することができないなど²⁹⁾、多くの不平等があったが、ブランカさんは、「結婚致しまして子供が出来ましたので、米国に住むことでしょうかから、子供のためにも市民権を獲得する方がよからうと思ひまして、近所の一世の方々と夜学に通い、試験を受けましたため、母も高齢のために妹や弟たちよりも早く補償金を頂きました」。

同補償金を受けた時の率直な気持ちを伺うと、「戦後補償を受けられることが決まるまでは、既にだいぶ時が経っておりましたので、あてにはしておりませんでしたし、そういう運動が始まっていたということも、毎日の生活で忙しかったため、気も付きませんでした。1988年の秋に頂きました時は、畑の収入もあまり良くありませんでしたので助かりましたが、やっぱり嬉しく感謝させて頂きました。ただし1番苦労された一世の方々の多数が既に召天されて

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

いたあとのことでしたので、本当に残念なこと
と思いました」と記された。

3. 戦後補償との係わりと未来への提言

上記のように、ブランカさん自身は1988年に
戦後補償を受けたが、その後も戦時中の体験を
話したり、知人のために戦後補償に関する証言
をしようと立ち上がった。

ブランカさんは、「補償交渉や演説等、私には
できませんが、ただこれは余分のお話ですが、
突然父と彼の親友が組んで、私の嫁ぎ先の世話
をして下さいましたが、それも思ったこともな
く、知人もいない農業地帯で驚きましたが、ご
縁があったのでしょうか、慣れない所へ嫁ぐこ
とになりました。中加（中部カリフォルニア、
Central Californiaのこと）でも、南米からも米
国へ連れて来られたことが珍しく、あまり知っ
ておられない方が多く、また南米から来られた
方も少なく、ある時フレスノ（Fresno）の大学
で私の体験をお話させて頂いたまでのことでご
ぞいました」と、日系ラテンアメリカ人がアメ
リカに強制連行された事実がアメリカにおいて
知られていない現状で、当事者として語り部の
役割を果たしてこられたことを紹介して下さい

た。
さらに、あることをきっかけとして、その後
も戦後補償交渉と向き合うことになる。それ
は、「ある時、交渉に係わろうと思い立ったの
は、ある若い方が1946年にクリスタル・シ
ティでお生まれになったとおっしゃいましたが、
その時の裁判官が『クリスタル・シティキャ
ンプは1946年にはもう閉ざされていた。』と
おっしゃって、彼女は補償金を貰われなかつた
ことを聞かされたので、私達は1947年まで
おりましたので、証人として立ってあげましょ
うと思ったまでのことでした」。すなわち、ク
リスタル・シティ抑留所が閉鎖される以前に同
所で誕生した人が、戦後補償を受けられるよ
うに、必要であれば支援しようとしたことが
きっかけであったと教えて頂いた。

市民自由法で戦後補償から除外された（元

日系ラテンアメリカ人は、その後クリスタル・
シティ抑留所に収容されていた3人が原告代
表となり、1996年8月、ロサンジェルス連
邦地方裁判所に提訴し（モチヅキ訴訟、*Mochizuki v. United States*, 43 Fed. Cl. 97）、1998年6月12
日の和解により、アメリカ居住者だけで
なく、その時点で生存していて、日本やペ
ルーなどに住んでいるすべての元収容者
に対し、一人当たり5000ドルを補償する
ことが決定した³⁰⁾。

最後に、「第二次世界大戦があったことで、
ブランカさんご一家や日系ペルー人の方
々は大変なご苦労をされることになられた
のですが、そうしたご経験を踏まえ、この
ことを知らない方々へのメッセージを頂
けますでしょうか」との質問に、ブランカ
さんは以下のように回答を寄せて下さ
った。

「第二次世界大戦ばかりでなく、昔から
戦争と言えば人が必ずと言ってよいほど
苦しい目にあって参りました。今でも
まだ、気の毒な人たちは苦しみ続
けておりますが、ただ遠くに住んで
おりますと、私達の目には見え
ず、わからないだけのことですが、
第二次世界大戦の時は私達日本
人ばかりでなく、世界の人々が
非常に苦しみ、もう戦争等ない
方が良いのではないかと思う
ものでございます。

戦争のお蔭で恐ろしい原爆投下も
行われ、使用されましたが、
もう日本ではその必要もなかつた
のではないかと思われてなりません。
ですから本当に残念なことで
ございました。

これからは世界平和のために、
一人一人が努力させて頂けな
ければならないと思います。
ありがとうございます。

おわりに

第二次世界大戦下において、アメリカが
ラテンアメリカ諸国に住んでいた
日系ラテンアメリカ人に対する
強制連行を行った事実は、実際
には日米両国ともにまだまだ
知られていない。そのような
中で、1943年に先に連行され
た父のあとを追って、当時12
歳という年齢で家族とともに

アメリカに向かったブランカ・カツラさんが、今回、執筆者からの15問の書面での質問に対し、手書きの丁寧な日本語で38枚もの回答を寄せて下さった。

その1枚1枚を読み進めるにつれて、あるいは行間に、ペルーでの暮らしを懐かしんでおられることがわかると同時に、ご自分の置かれた境遇に対し、その都度一家の長女として適切に対処されてきたことが窺える内容に接した。

本文で触れたように、一世の方々はこのアメリカによる強制連行の史実について、ほとんどの場合、家族にささご自分の心境を吐露することはなかった。そのため、今となっては当時のことを思い出し、家族に降りかかったことやクリスタル・シティ抑留所、そしてその後の生活について、ご自分の言葉で語って下さる方々を探することは容易なことではない。そのような中、執筆者は当時のことを明確に記憶されているブランカさんを、以前からお世話になっているカルメン・モチヅキ (Carmen Mochizuki) さんからご紹介頂けたことは、光栄の至りである。

今回、ブランカさんのペルーでの生活から今日に至るまでの物語を紹介させて頂いたが、そこには両親が30年間かけて苦勞の末に築かれたペルーでの生活基盤を崩され、戦後、アメリカで「一文なし」からスタートし、「自分たちでできる仕事」を見つけて働かなければならなかった無念さや、ブランカさん自身も子供としてやりたかったことができず、また一家の長女として家庭の事情を勘案し、大学進学を諦めるという決断を下していたことがわかった。しかし、ブランカさんはアメリカで暮らす以上、市民権を取得する必要があると考えて夜学に通うなど、常に前向きな姿勢を取って今日まで幾多の壁を乗り越えてこられた。

執筆者は、ブランカさんがご自分たちは市民自由法による戦後補償を受けることができたにもかかわらず、それが叶わなかった人たちのために証言しようと決意をされたり、今回の論文執筆にあたり、執筆者に詳細な事実を打ち明け

て頂いたりしたのは、ブランカさんがアメリカによる強制連行に対して声を上げようにも上げられなかった両親の気持ちに寄り添い、そうした両親の代弁者としての責任を果たされようとの思いからなのではないかと考える。

ブランカさんは、ペルーにいる時はスペイン語を話し、父からは「あなたはペルー人ですよ。」と言われていたが、皮肉なことに、アメリカによる強制連行という事実を目のあたりにして、ご自分は「日本人であること」を自覚された。こうした日系ラテンアメリカ人の存在は、今を生きる私達に、ブランカさんご自身が語られているように、今後の世界において二度と戦争がないように、またいかなる時でも人種を理由とした差別や偏見がもたらす人権侵害を起こしてはならないという決意を、強く再認識させるのではないだろうか。

【付 記】

本稿を執筆するにあたり、クリスタル・シティ抑留所でのご経験を含むご自身の人生について詳細にご教示下さったブランカ・カツラさんに、心より敬意と感謝の意を表したい。また新型コロナウイルスの影響による日米間の郵便事情が不安定な中、ブランカさんによる回答書を数度にわたり電子メールでお送り頂いたブランカさんのお嬢様、リン・アベ (Lynn Abe) さんにも謝意を述べたい。

なお本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業、2020-2024年度科研費基盤研究C (課題番号20K01491) 「忘れられぬ記憶—米国に拉致された日系ラテンアメリカ人に対するもう一つの戦後補償」の成果報告の一部である。

注

- 1) 森岡移民会社がチャーターした日本郵船の佐倉丸が、第1回目の農業契約移民790人を乗せて横浜を出港したのは1899年2月27日のことである。同年4月3日、ペルーのカヤオに到着した一行は、太平洋岸の各耕地で就労を開始する。こうした契約移民は1923年4月に廃止されるまでに約2万1500人に上り、これ以降は呼び寄せ移民の時代となる (太田宏人編著『110年のアルバム—日本人ペルー移住110周年記念誌』東出版、2009年、70、185、189ページ。在ペルー土屋定之大使「日ペルー交流年—日本人移住120年、南

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

米へのゲートウェイ」2019年2月22日、一般社団法人霞関会、<https://www.kasumigasekikai.or.jp/2019-02-22-2/>、2020年11月18日閲覧。

2019年2月には、リマにある日秘文化会館で日本人ペルー移住120周年記念行事が行われた。

- 2) Gordon Connell-Smith, *The United States and Latin America: An Historical Analysis of Inter-American Relations* (London: Heinemann Educational Books, 1974), p.179.
- 3) *Ibid.*, p.180; Thomas M. Leonard and John F. Bratzel ed., *Latin America During World War II* (Lanham, MD: Rowman and Littlefield Publishers, 2007), p.4. なお9か国とは、コスタリカ・キューバ・ドミニカ・エルサルバドル・グアテマラ・ハイチ・ホンジュラス・ニカラグア・パナマを指す。
- 4) A. Curtis Wilgus and Raul d'Eça, *Latin American History* (New York: Barnes & Noble, 1964), p.252.
- 5) クリスタル・シティ抑留所は、移民収容所施設を再建したもので、司法省の管轄であった。一方、アメリカ国内にある他の10か所の強制収容所は、1942年3月18日に出された行政命令9102号により設置され、戦時転住局(War Relocation Authority)の管轄下にあった。
なおアメリカに連行された日系人がいた国々は、ペルー、ボリビア、コスタリカ、エクアドル、コロンビア、パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ドミニカ共和国、メキシコの13カ国である(拙稿「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償—市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(前編)」『阪南論集・社会科学編』第54巻第2号、阪南大学学会、2019年3月、19ページ)。
- 6) 日米間の第1回「交換船」は1942年6月に、第2回「交換船」は1943年9月に出発した。クリスタル・シティ抑留所に収容されていた日系人のうち、第2回「交換船」で日本に向かうため、1943年8月29日に同抑留所を出発し、ニューヨークを同年9月1日に出港したのは、ハワイから連行された17家族、パナマからの8家族、ペルーからの4家族、ニカラグアからの2家族、エルサルバドルからの1家族、カリフォルニア州からの1家族、計33家族、130名である。彼らの職業としては、「開拓使」が最多の7人(全員ハワイから)、次いで「商業」5人、「理髪業」4人(全員パナマから)、そして「医師」と「神職」が各2人などとなっている(クリスタル市日本人自治会「家族名簿」1945年2月26日発行、50ページ。以下、「家族名簿」)。
- 7) 収容された元日系ペルー人の方々は、しばしばアメリカや日本に「送還」されたという言葉を用いる

ので、ここではその言葉を使用した。ただし厳密に言えば、日本生まれの一世にとっては日本に向かう際にはこの用語が当てはまるが、外国生まれの子供達にとっては「戻る」わけではないため、本論文の表題などではこうした状況を強制連行と記すこととした。

- 8) 本稿で日系ラテンアメリカ人とは、日本国籍を有する日本人と、日本人を親に持つラテンアメリカ各国の国籍を保有する人の両者を指すものとする。同様に、日系アメリカ人についても広義に捉えるものとする。
- 9) 日米交換船に乗せられた日系人については、拙稿「テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年—カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ(前編)」『阪南論集・社会科学編』第52巻第2号(阪南大学学会、2017年3月、174ページ)を参照されたい。
- 10) ブランカ・カツラさんの旧姓の読み方は、もともとはマナギであったが、父が日本からペルーに出国する際に、大使館の事務所でマオキと読み書かれたため、それ以後はそのままマオキとなった。
- 11) ランバイエ県(Departamento de Lambayeque) チクライヨ市(Provincia de Chiclayo)のツマン地区(Hacienda Tumán)。チクライヨ市の東側に位置する。
- 12) ブランカさんによれば、ツマン耕地とチクライヨ市との距離は「近いと言えば近く」、車での送迎があれば通うことができない距離ではなかったが、当時は道路事情があまりよくなく、毎日通うのは大変であることから寮生活を選んだ。都市部から遠い所でばらばらに暮らしていた日本人の子供達のために、寮生活ができる小学校が整っていた。
- 13) 本来は2020年の春休みを利用して、ブランカさんへのインタビューを行うために渡米する計画を立てていた。しかし新型コロナウイルスの蔓延により、カリフォルニア州への出張が中止となり、やむなく同年3月に書面で質問をさせて頂くことにした。

なお、本論文の引用部分については、2020年3月に依頼した質問事項について、ブランカさんが同年5月から10月にかけて日本語で回答して下さった書面を、日米間の郵便が不通となったため、インターネットを介してお送り頂いた文書に依拠している。さらに本論文を執筆するにあたり、電話とメールや文書にて関連事項および追加の質問をさせて頂き、正確さを期すよう努めた。

本文では、地名表記についてはブランカさんが書かれた表記を尊重し、原語を添えた。また引用部分では、ブランカさんが書かれた、あるいは話されたことをそのまま書くことを原則としたが、必要に応じて漢字や送り仮名などを現代の日本

語表記に直したほか、執筆者が補足した場合には()を用いた。

- 14) ブランカさんは、「私はお陰様で、小さい時から家に帰ったら田舎でしたが、あの頃の町の家ほど立派ではありませんでしたが、(ほかの家と)劣らない気持ちの良い家でした」と振り返る。
- 15) 「里馬(Lima)日本人小学校(リマ日校)」が開校したのは、1920年11月18日。南米最古の日本人小学校「サンタ・バルバラ(Santa Bárbara)日本人小学校」が、ペルーのカニエテ(Cañete)郡サンタ・バルバラ耕地にある慈恵寺の隣に開校したのは1908年5月のことである(同校は、1936年に「カニエテ北部日本人学校」に吸収されて消滅)。「カジャオ(Callao)日本人小学校」は1926年5月5日に開校、同年12月に秘露中央日本人会(中代会、1917年発足)は里馬日本人学校の児童数が増加し続けていたため、リマ市の中心部ヘスス・マリア(Jesús María)地区に、日本人小学校と共有運動場の敷地(3万400平方メートル、甲子園球場の2.3倍)を購入し、1928年11月には里馬日本人小学校の新校舎と共有運動場が完成している。なお、その際の建設費は在留民や日本政府から募った(太田、前掲書、72-73、187-191ページ)。
- ペルーにおける日系人の教育に関する研究として、山脇千賀子「ペルーにおける日系住民と教育—歴史的経緯と現状」『ラテンアメリカレポート』第16巻2号、日本貿易振興会アジア経済研究所、1992年12月(<http://hdl.handle.net/2344/00006212>)がある。
- 16) 契約移民が廃止になった1923年以降は、「呼び寄せ移民」の時代になる。卯三郎さん一家のように人手が必要になった場合は、親類に頼るケースが多くみられた。太田、前掲書、70ページには、「商売が軌道に乗ると、人手が必要になる。ならば気心も知れてなにより安い給料で使える親類のほうがいい」と記されている。しかし、ルイス・ミゲル・サンチェス・セロ(Luis Miguel Sánchez Cerro)政権下で1932年4月8日に制定された労働法第7505号(Law 7505 of April 8, 1932)では、外国人所有のビジネスにおいては80パーセント以上のペルー人を雇用しなければならないと規定され、「日本人の多くが親戚や友人を雇用していたため、この法律は日本人に直接影響をもたらした」(Roxana Shintani, "The Nikkei Community of Peru: Settlement and Development"『立命館言語文化研究』第18巻第3号、立命館大学国際文化研究所、2007年12月、83ページ、http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/18-3/RitsIILCS_18.3pp.79-94shintani.pdf、2020年11月20日閲覧)。
- 17) 煎餅の表面には、イギリスの映画俳優チャップリ

ン(Charles Spencer Chaplin)や菊の花、桜の花の絵を焼き付けるなどし、煎餅の名前を「チャップリン」と名付けた。

- 18) ブランカさんは、ペルーの商売で父が成功した理由として、日本に帰りたくてもなかなか帰れない人のことや、他人のことを常に思いやっていたからではないかと話す。
- 19) ブランカさんは、父が小学校の建築委員長となったことについて、建築の仕事とは関係がなかったが、商売人であったため、人との交流があり、人付き合いに長けていたためではないかと語る。学校の建築がはじまると、「父は大方毎日のように見に行き、建築技師と話していました」。
- 20) ペルーが枢軸国に対し宣戦布告をした1942年2月12日以降、ペルー政府は枢軸国の国語教育と、公の場での使用を禁止していた(太田、前掲書、192ページ)。
- 21) ブランカさんの父卯三郎さんは、ブランカさん一行が到着したのち、1943年8月3日に「テキサスのKenedy独身キャンプ」(正式名称はKenedy Alien Detention Camp)からクリスタル・シティ抑留所に到着。「バスから降りると同時に、私たち三人兄弟は遠慮も何も(せず)、走って彼に抱きつかましたけれども、本当にやせているのには驚きました」。
- 22) 揮発温度の低い灯油のこと。
- 23) ブランカさんによると、日系アメリカ人が収容されていた強制収容所の中には、トイレなどが家の外に備わっていた場合や、他人に見られないような覆いが設置されていないなど、配慮がなかった所もあったそうである。
- 24) クリスタル・シティ抑留所には、アメリカ本土の強制収容所から夫あるいは父などと別々に収容されていた家族が再会するためにやって来た日系アメリカ人も収容されていた。彼らの中には農業従事者もいて、抑留所内にあるミカン畑などで農作業に従事していた人たちもいた。

ブランカさんによれば、このほかの仕事として日本語学校(初等科と中等科)の教師、床屋、洗濯屋(クリーニング屋)、マーケット、大工仕事、豆腐製造、裁縫などがあった。

なお、同抑留所には1943年4月にハワイから数十名が到着し、「放送」がはじめられ、学校の開校準備として教科書の編纂に着手し、5月には定款が制定され、6月に総選挙を行い、「クリスタル市抑留所日本人自治会」が創設されている。その後7月には、ペルーから多くの日系人を迎えるようになった。さらに、非常に詳細な「日本人自治会定款」、「日本人自治会定款細則」が1946年12月17日付で制定されている。そのほか、収容者の年齢別に食糧銭(男女による差あり)、政府支給小遣

Mar. 2021

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

- 銭(売店, 理髪店, その他に充てられる), 被服銭(被服店にのみ通用)が支給された(前掲, 「家族名簿」)。
- 25) ブランカさんはじめ, クリスタル・シティ抑留所や強制収容所に収容されていた人々は, 同所のことを「キャンプ」と呼称しており, 本論文でもそのまま用いることとする。
- 26) 一方, 同所で亡くなられた人は, 8か月の乳児から69歳までの11人であった(同上, 51-53ページ)。
- 27) Pub. L. 100-383, title I, August 10, 1988, 102 Stat. 904, 50a U.S.C. § 1989b et seq.
- 28) 「1954年8月から1955年9月までにアメリカを離れなかった150人の日系ペルー人が, 過去に遡って永住権を得」た(拙稿, 前掲「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償—市民自由法制定から30年を経た今, 点から線へ(前編)」, 40ページ)。
- 29) 1913年と1920年にカリフォルニア州で制定された, 外国人土地法(the California Alien Land Law of 1913, 1920; the Webb-Haney Act)による。前者は, 市民権を得る資格のない外国人は, カリフォルニア州で土地を購入することあるいは3年以上の賃借を禁じるというもの。後者は, 前者による効果を一層強化するため, 未成年者が土地を所有することや帰化不能外国人への借地権を禁ずるものであった。なお, 同法は1952年に撤廃された。
- 30) モチヅキ訴訟については, 拙稿, 前掲論文のほか, 「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償—市民自由法制定から30年を経た今, 点から線へ(後編)」『阪南論集・社会科学編』第55巻第1号, 阪南大学学会, 2019年10月を参照されたい。

(2020年12月2日掲載決定)